

芦屋町公の施設指定管理者選定委員会設置条例

平成17年 8 月12日条例第28号

改正

平成19年 3 月19日条例第 1 号

平成20年 9 月25日条例第33号

芦屋町公の施設指定管理者選定委員会設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の候補者を公平かつ適正に選定するため、芦屋町公の施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 選定委員会は、町長又は教育委員会(以下「町長等」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 芦屋町公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「手続条例」という。)第 4 条に規定する指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 手続条例第 8 条に規定する指定管理者の指定の取消し等に関すること。

(組織)

第 3 条 選定委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副町長、財政課長及び当該公の施設を管理する担当課長
- (2) 専門的知識を有する者(弁護士、公認会計士、学識経験者、NPO 法人、専門家、税理士等)

(任期)

第 5 条 委員の任期は、原則として 4 年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選により選任する。

- 4 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その総務を代理する。

(会議)

第7条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者若しくは有識者(以下「関係者等」という。)の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者等から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、選定委員会の職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、企画政策課が行う。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月19日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月25日条例第33号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。(後略)